承諾書

私は、松山市創業資金利子補助金を申請するにあたり、以下の項目について承諾します。

- 1. 松山しごと創造センターのスタッフが必要に応じて随時、現地確認を行うこと。
- 2. 融資実行後、6ヶ月以内に事業を開始していないもしくは、事業開始 後、6ヶ月以内に融資実行されていない場合及び補助金交付時に市税の完 納や事業の継続がなされていない場合は補助対象外とすること。
- 3. 申請期間を越えた申請は補助対象外とすること。
- 4. 提出書類に不足、不備等がある場合は補助対象外とすること。
- 5. 松山市創業資金利子補助金の申請に関して、金融機関と松山市は必要な情報を共有すること。
- 6.補助金の交付時期については、補助金交付申請書を提出後に書類審査、納税調査、現地調査等を行い、適正と認められたものについて、交付するものであること。

令和 年 月 日

住所:

氏名:

- 1. 松山しごと創造センターとは、松山市が中小企業支援拠点として松山市湊町四丁目8-13 に設置した、創業・経営の支援窓口です。
- 2. 補助対象要件を確認するために現地調査や納税調査を行うこととしています。
- 3. 申請期間は原則的に、1 月~2 月末までとし、3 月以降の申請はできません。(期間内に申請がなかった場合は補助金の支払いを行いません)
- 4. 提出書類に不備等があれば、再提出を求めることがあります。
- 5. 利子率・利子支払額等、補助金の算定に必要な情報を金融機関と松山市は情報共有させていただきます。
- 6. 補助金の交付は、交付申請後、各種の審査等を行い、5月末までに松山市から事業者へ口座 振替により交付します。